

# 現職教員の資質能力の向上について

(補足資料)

1. 学校に置かれる教育職員の職について	1
2. 学校に置かれる「主任」について	3
3. 教員研修の実施体系	4
4. 初任者研修の概要	5
5. 初任者研修の実施状況（平成22年度）	6
6. 10年経験者研修の概要	8
7. 10年経験者研修の実施状況（平成22年度）	9
8. 大学院修学休業制度の概要	12
9. 独立行政法人教員研修センターの概要	13
10. 独立行政法人教員研修センターが実施する研修（23年度）	14
11. 指導改善研修の概要	15
12. 平成21年度指導が不適切な教員の人事管理に関する取組等について	16
13. 教員免許更新制の概要	17
14. 教員免許更新制の実施状況①	18
15. 教員免許更新制の実施状況②	19
16. 教員免許更新制の実施状況③	20
17. 平成22年度免許状更新講習 事後評価結果について	21

# 学校に置かれる教育職員の職について

## 1. 学校教育法に規定されている教育職員の主な職と職務の内容

職名	根拠法令	主な職務
校長	学校教育法 第37条第4項	校務をつかさどり、所属職員を監督する
副校長	学校教育法 第37条第5項	校長を助け、命を受けて校務をつかさどる
教頭	学校教育法 第37条第7項	校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童(生徒)の教育をつかさどる
主幹教諭	学校教育法 第37条第9項	校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童(生徒)の教育をつかさどる
指導教諭	学校教育法 第37条第10項	児童(生徒)の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う
教諭	学校教育法 第37条第11項	児童(生徒)の教育をつかさどる
養護教諭	学校教育法 第37条第12項	児童(生徒)の養護をつかさどる
栄養教諭	学校教育法 第37条第13項	児童(生徒)の栄養の指導及び管理をつかさどる

## 2. 学校教育法施行規則において原則として学校に置くものとして規定されている教育職員の職(職務命令により教諭(養護教諭)が命じられる職)

学校種	職名		根拠法令	主な職務
小学校 中学校 高等学校 中等教育学校 特別支援学校	教諭	生徒指導主事	学校教育法施行規則 第70条第4項	校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる
		進路指導主事	学校教育法施行規則 第71条第3項	校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる
	教諭 養護 教諭	保健主事	学校教育法施行規則 第45条第4項	校長の監督を受け、小学校(中、高、特別支援学校、中等)における保健に関する事項の管理に当たる
中学校 高等学校 中等教育学校 特別支援学校	教諭	生徒指導主事	学校教育法施行規則 第70条第4項	校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる
		進路指導主事	学校教育法施行規則 第71条第3項	校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる
高等学校 中等教育学校	教諭	学科主任	学校教育法施行規則 第81条第4項	校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる
		農場長	学校教育法施行規則 第81条第5項	校長の監督を受け、農業に関する実習地及び実習施設の運営に関する事項をつかさどる
特別支援学校	教諭	寮務主任	学校教育法施行規則 第124条第4項	校長の監督を受け、寮務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる
		舎監	学校教育法施行規則 第124条第5項	校長の監督を受け、小学校(中、高、特別支援学校、中等)における保健に関する事項の管理に当たる

# 学校に置かれる「主任」について

調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるため、学校には教務主任、学年主任等の「主任」が置かれている。

	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
学校教育法施行規則で規定されている主任	教 務 主 任 学 年 主 任 保 健 主 事	教 務 主 任 学 年 主 任 保 健 主 事 生徒指導主事 進路指導主事	教 務 主 任 学 年 主 任 保 健 主 事 生徒指導主事 進路指導主事 学 科 主 任 農 場 長	教 務 主 任 学 年 主 任 保 健 主 事 生徒指導主事 進路指導主事	教 務 主 任 学 年 主 任 保 健 主 事 生徒指導主事 進路指導主事 寮 務 主 任
都道府県独自に置かれている主任の例 (教育業務連絡指導手当(主任手当)の支給対象となっている主任)	研究主任、生徒指導主任(小学校)、総務主任、学習指導主任、特別支援学級担当主任、分校主事、図書主任、人権教育主事、部主事、自立活動主任 等				

※ 教育業務連絡指導手当(主任手当)の支給状況(平成22年5月1日現在)

特殊勤務手当として、日額100円を支給している県	1県
〃 日額200円 〃	42県
〃 日額210円 〃	1県
主任手当の支給を廃止している県	3県

# 教員研修の実施体系

1年目

5年目

10年目

15年目

20年目

25年目

30年目

国レベルの研修

●各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修

中堅教員研修

校長マネジメント研修

副校長・教頭等研修

海外派遣研修(2ヶ月)

●喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者を養成するための研修

・学校組織マネジメントや国語力向上に向けた教育の推進のための指導者育成研修等  
・教育課題研修指導者の海外派遣プログラム(2週間)

●法定研修(原則として全教員が対象のもの)

初任者研修

10年経験者研修

●教職経験に応じた研修

5年経験者研修

20年経験者研修

●職能に応じた研修

生徒指導主事研修など

新任教務主任研修

教頭・校長研修

●長期派遣研修

大学院・民間企業等への長期派遣研修

●専門的な知識・技能に関する研修

教科指導、生徒指導等に関する専門的研修

●指導が不適切な教員に対する研修

指導改善研修

都道府県教委等が実施する研修

# 初任者研修の概要

1. 目的: 新任教員の実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。
2. 対象者: 公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者
3. 実施者: 各都道府県、指定都市、中核市教育委員会
4. 根拠法: 教育公務員特例法第23条(昭和63年制度創設、平成元年度から実施)
5. 研修内容: 任命権者が定める。  
(教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立)

## <文部科学省が教育委員会に示した内容例>

### I. 校内研修

時間数: 週10時間、年間300時間程度  
講師: 拠点校指導教員、校内指導教員

#### 【実施上の留意点】

- ・個々の初任者の経験や力量、個々の学校の抱える課題に重点を置く
- ・授業の準備から実際の展開に至るまでの授業実践の基礎(指導案の書き方、板書の仕方、発問の取り方等)について、きめ細かく初任者を指導

### II. 校外研修

日数: 年間25日間程度  
研修場所と研修内容

- ①教育センター等における教科等に関する専門的な指導
- ②企業・福祉施設等での体験研修
- ③社会奉仕体験活動研修及び自然体験活動研修
- ④宿泊研修(4泊5日程度)

#### 【実施上の留意点】

- ・校内研修との有機的な連携を保つ
- ・初任者が自己の問題意識に応じて講師や研修内容を選択できるようにする
- ・参加型・体験型研修、課題研究・討論など課題解決的な研修を多く取り入れる
- ・異なる規模の学校や他校種での研修等、他の学校での経験を得る機会を確保する

# 初任者研修の実施状況について(平成22年度)

1. 調査時期 : 平成23年6月

2. 調査対象 : 106都道府県・市(47都道府県、19政令指定都市、40中核市)

3. 調査結果(概要)

①対象者数 : 24, 721人

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	中等教育学校	合計
対象者数	11, 841	6, 603	3, 965	2, 307	5	24, 721

②校内研修の平均時間数(1週あたり)及び校外研修の平均日数(年間)

校内研修	校外研修
8. 5時間	23. 4日

③校外研修における宿泊研修実施日数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	中等教育学校
年間平均日数	3. 6	3. 6	3. 6	3. 6	3. 6



④校外研修の研修内容別実施縣市数・割合

校内研修	小学校 (105 県市中)	中学校 (105 県市中)	高等学校 (65 県市中)	特別支援学校 (64 県市中)
教科指導	104 (99.0%)	104 (99.0%)	65 (100%)	60 (93.8%)
特別支援教育	101 (96.2%)	100 (95.2%)	64 (98.5%)	63 (98.2%)
生徒指導・教育相談	102 (97.1%)	103 (98.1%)	65 (100%)	60 (93.8%)
学級経営 (ホームルーム経営)	96 (91.4%)	96 (91.4%)	57 (87.7%)	52 (81.3%)
公務員倫理 (セハラ含む)	98 (93.3%)	98 (93.3%)	64 (98.5%)	58 (90.6%)
情報教育	95 (90.5%)	95 (90.5%)	61 (93.8%)	58 (90.6%)
人権教育	92 (87.6%)	91 (86.7%)	59 (90.8%)	56 (87.5%)
対人関係 (コミュニケーション能力)	87 (82.9%)	87 (82.9%)	57 (87.7%)	50 (78.1%)
学校保健・安全指導	84 (80.0%)	93 (88.6%)	54 (83.1%)	49 (76.6%)
カウンセリング	76 (72.4%)	79 (75.2%)	50 (76.9%)	46 (71.9%)
特別活動	91 (86.7%)	90 (85.7%)	50 (76.9%)	43 (67.2%)
道徳教育	100 (95.2%)	101 (96.2%)	35 (53.8%)	39 (60.9%)
総合的な学習の時間	73 (69.5%)	73 (69.5%)	39 (60.0%)	30 (46.9%)

⑤大学・大学院、民間組織等との連携

連携先	大学・大学院	民間組織等
実施縣市数(実施率)	41(38.7%)	53(50.0%)

(教職員課調べ)

# 10年経験者研修の概要

1. 目的: 個々の能力、適性等に応じて教諭等としての資質の向上を図る。
2. 対象者: 公立の小学校等の教諭等のうち、在職期間が10年に達した者
3. 実施者: 各都道府県、指定都市、中核市教育委員会
4. 根拠法: 教育公務員特例法第24条(平成14年制度創設、平成15年度から実施)
5. 研修内容: 任命権者が定める。  
(教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立)

## <文部科学省が教育委員会に示した内容例>

### I. 評価・研修計画書の作成

#### ①能力、適性等の評価

- ・都道府県教育委員会は、評価基準を作成し、各学校に配布
- ・校長は、評価基準に基づき、受講者の能力、適性等について評価を行い、評価の案を市町村教育委員会に提出
- ・市町村教育委員会は、調整等を行った後、最終的に評価を決定

#### ②研修計画書の作成

- ・校長は、評価を踏まえ、研修計画書の案を作成
- ・市町村教育委員会は、評価の結果に基づき、受講者ごとに受講すべき講座等を記載した研修計画書を作成

### II. 研修の実施

#### ①長期休業期間中の研修

- 日数: 20日間程度※/場所: 教育センター等
- 講師: ベテラン教員、指導主事等
- 規模: 少人数形式
- 方法: 模擬授業、教材研究、ケーススタディー等

#### ②課業期間中の研修

- 日数: 20日間程度/場所: 主として学校内
- 助言: 校長、教頭、教務主任等
- 方法: 研究授業、教材研究等

### III. 研修実施後の評価

研修終了後も、引き続き教諭等の資質の向上を図っていくため、研修終了時に、再度、評価を行い、その結果を、当該教諭等に対する今後の指導や研修に活用していくことが望ましい。

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令及び教員免許更新制の実施について」  
(20文科初第913号)(抄)

#### 第4 その他

1. 十年経験者研修をはじめとする現職研修と免許状更新講習の整合性の確保

○ この場合、十年経験者研修制度の実施に当たって発出した「教育公務員特例法の一部を改正する法律等の公布について(通知)」(14文科初第575号)において教育センター等において実施する校外研修の期間を20日間程度(幼稚園については10日間程度)を想定するとしているが、例えば、当該校外研修の期間を現行の日数から5日間程度短縮することも考えられること。

# 10年経験者研修の実施状況について(平成22年度)

1. 調査時期 : 平成23年6月
2. 調査対象 : 106都道府県・市(47都道府県、19政令指定都市、40中核市)
3. 調査結果(概要)

①対象者数 : 11, 317人

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	中等教育学校	合計
対象者数	468	4, 019	2, 803	2, 937	1, 068	22	11, 317

②研修の年間平均日数(幼稚園を除く)

校内研修	校外研修
17. 6時間	12. 3日

③事前評価及び研修計画、事後評価の充実(複数回答)

調査内容		実施数 (実施率)
事前評価	自己評価を活用している	9 6 県市 (9 0. 6%)
研修計画	校長のみで作成	1 6 県市 (1 5. 1%)
	教頭を活用	8 1 県市 (7 6. 4%)
	教務主任等を活用	5 3 県市 (5 0. 0%)
	指導主事が協力	3 2 県市 (3 0. 2%)
	その他(教育センターの助言 等)	1 4 県市 (1 3. 2%)
事後評価	研修教員に対する評価を実施	8 9 県市 (8 4. 0%)
	研修教員に対するアンケート調査を実施	9 8 県市 (9 2. 5%)

#### ④多様な内容の研修の実施

##### 【大学・大学院との連携】

	大学・ 大学院 と連携	連携している分野（複数回答）					
		研修教員の 事前評価	研修プログ ラムの作成	研修内容の 企画・立案	講師派遣・ 研修教材等 の作成	講座等を利用した専門 的研修の活用	その他
都道府県（４７）	３９	０	０	３	２９	１８	５
指定都市（１８）	１２	０	０	０	９	４	０
中核市（４０）	１８	０	１	３	１１	９	２
総 計（１０５）	６９	０	１	６	４９	３１	７

##### 【民間組織等との連携】

	民間組 織等と 連携	連携している分野（複数回答）					
		研修教員の 事前評価	研修プログ ラムの作成	研修内容の 企画・立案	講師派遣・ 研修教材等 の作成	民間組織等 が開設する 研修の活用	社会体験に おける連携
都道府県（４７）	３３	１	４	４	１４	７	２３
指定都市（１８）	１３	０	０	１	７	１	８
中核市（４０）	２１	０	２	３	３	１	１７
総 計（１０５）	６７	１	６	８	２４	９	４８

（教職員課調べ）

## 【参考】免許更新講習導入後の10年経験者研修の実施状況

### ①10年経験者研修の工夫の状況

(教育委員会の数)

	幼稚園 [65]	小学校 [104]	中学校 [104]	高等学校 [67]	中等教育学校 [14]	特別支援学校 [14]
校外研修の日数の削減	35	95	95	61	14	59
研修内容の精選	17	41	41	29	6	25
更新講習を受けた者に対する 10年研修の一部免除	1	3	3	2	0	2
10年研修に更新講習の全部 又は一部を組み入れ	3	7	7	7	1	5

[ ]内は10年経験者研修を実施している教育委員会の数

### ②校外研修の日数削減の状況(平均日数)

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
更新講習導入前の校外研修の日数 (20年度)	10.1日	16.8日	16.8日	16.9日	16.4日	16.6日
更新講習導入後の校外研修の日数 (22年度)	6.6日	12.4日	12.4日	12.3日	12.1日	12.1日
校外研修の削減日数	3.5日	4.4日	4.4日	4.6日	4.3日	4.5日

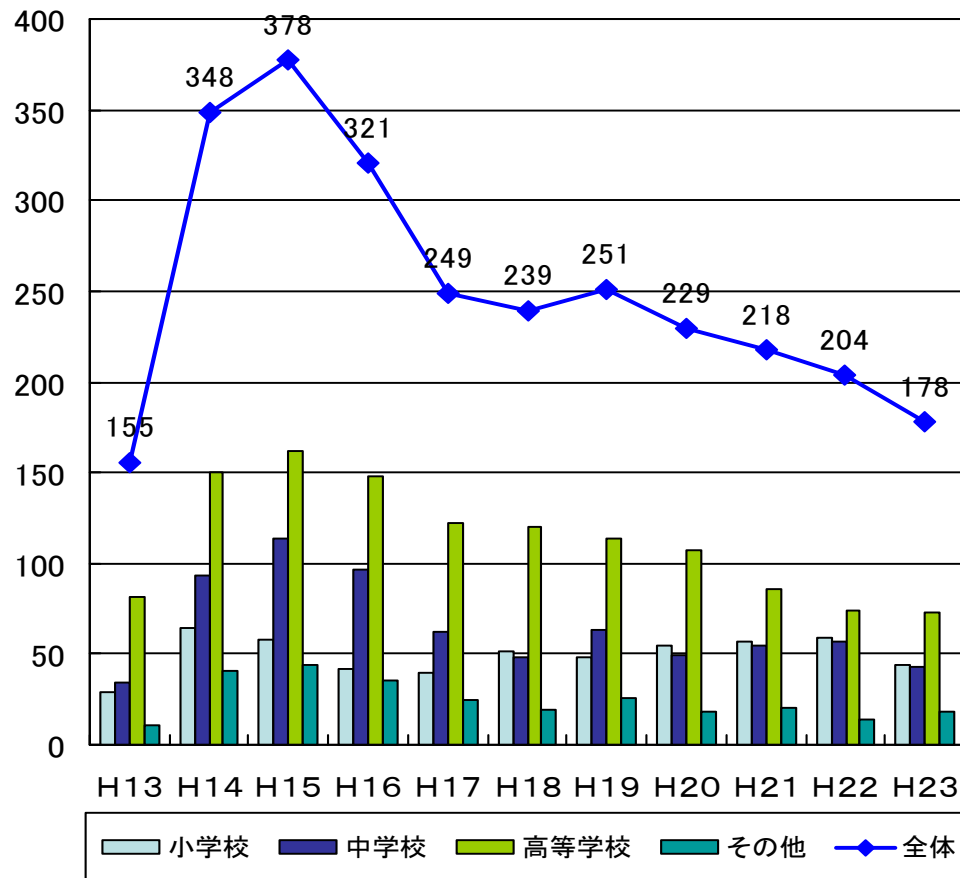
(平成22年教職員課調べ)

# 大学院修学休業制度の概要

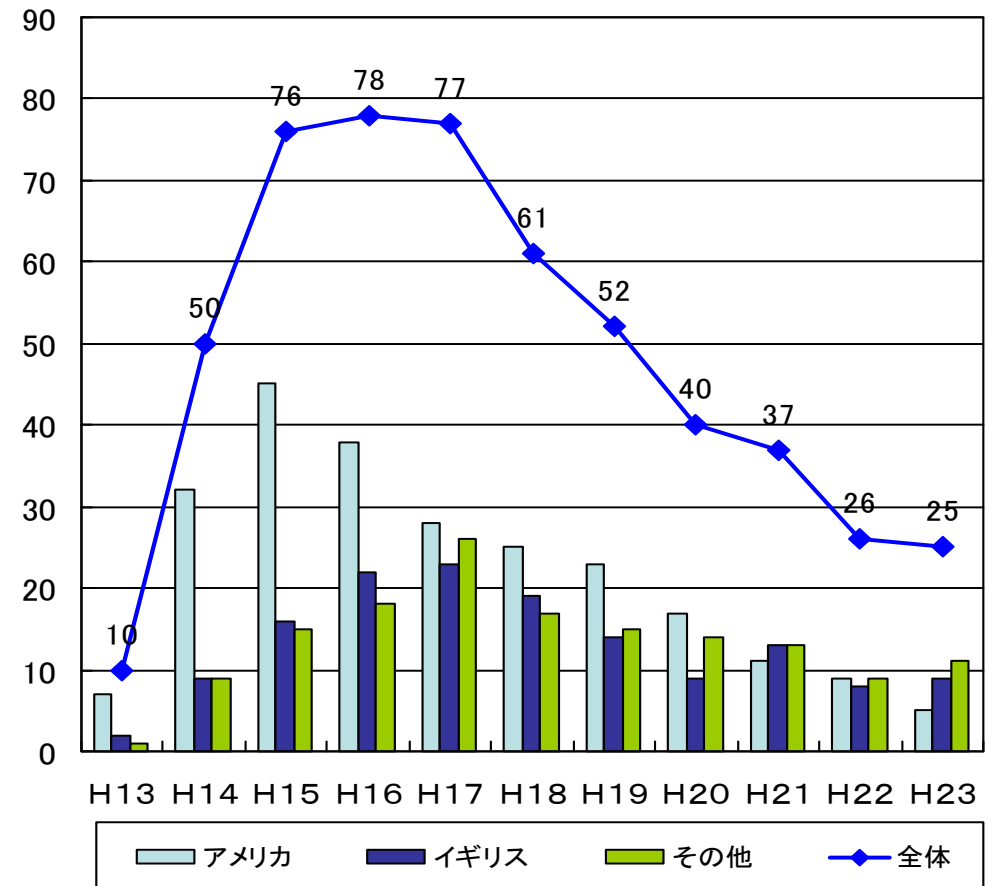
大学院修学休業制度は、公立学校の教員が専修免許状の取得を目的として、国内外の大学院等の課程を履修するため、3年を超えない範囲内で休業することができる制度。

平成23年4月1日現在、休業者178人（うち、海外の大学25人）

## 大学院修学休業者数の推移



## 大学修学院休業者のうち 海外の大学への修学休業者の推移



# 独立行政法人教員研修センターの概要

学校教育の機会均等の保障と教育水準の維持等のため、  
**国**と**自治体**とが、それぞれ適切な役割により、教員の資質能力を向上

**国**＝教育政策上、真に必要な研修を厳選し、自治体の行う研修の指導者や地域の中核指導者を養成

- ◆**喫緊課題の指導者養成** ⇒ いじめ・不登校・非行等の生徒指導、外国人児童生徒の教育、キャリア教育など、喫緊の重要課題について自治体の研修講師等の指導者を養成  
【喫緊課題研修】
- ◆**地域の中核指導者養成** ⇒ 理不尽な要求を繰り返す保護者（モンスターペアレンツ）対応等で必要な教育法規や、組織運営、危機管理等の研修により、総合的な学校経営力を備えた学校管理職等を養成  
【中央研修】

実施

独立行政法人「教員研修センター」

指導者養成

**自治体**＝教育センター等において、**全教員（約92万人）に対する研修等を実施**

自治体の研修実施権者=106  
47都道府県、19指定都市、  
40中核市

- 「**初任者研修**」、「**10年経験者研修**」など全教員を対象とした**法定研修**を実施
- センターの研修受講者等が講師となり、**地域の実情等に応じた喫緊の重要課題研修**を実施 など

◎**設 立** 平成13年4月設立 ← 文科省が直接実施してきた研修等を一元的・集中的に実施するため、業務、予算・定員(28人)等に移管

◎**所 在 地** つくば本部：茨城県つくば市立原3番地(土地67,559㎡、建物19,440㎡、宿泊施設300室)  
東京事務所：東京都千代田区一ツ橋2丁目1番2号(学術総合センター11階)

◎**予 算** 平成23年度予算：1,436百万円（前年度1,546百万円）

◎**役 職 員** 役員4人(うち非常勤2人)、職員41人(うち、文科省出向者7人、国立大学・都道府県出向者23人)

(平成23年6月現在)

# 独立行政法人教員研修センターが実施する研修(23年度)

## ● 生徒指導、学校安全などの喫緊の重要課題の研修の指導者養成(13研修)

## ● 各地域における高度な学校経営力を備えた学校管理職等を養成

### 【喫緊の課題に関する研修等の指導者養成】

- ・ 生徒指導の指導者養成研修
- ・ 学校組織マネジメント指導者養成研修
- ・ 国語力向上指導者養成研修
- ・ 道徳教育指導者養成研修
- ・ 学校教育の情報化指導者養成研修
- ・ 人権教育指導者養成研修
- ・ キャリア教育指導者養成研修
- ・ 教育相談指導者養成研修
- ・ 小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修
- ・ 外国語指導助手研修
- ・ 外国人児童生徒等に対する日本語指導の指導者養成研修
- ・ 健康教育指導者養成研修
- ・ 教育課題研修指導者海外派遣プログラム

### 【地域の中核リーダー養成(中央研修)】

- ・ 教職員等中央研修  
(校長マネジメント研修、副校長・教頭等研修、中堅教員研修)
- ・ 英語教育海外派遣研修

## ● 自治体からの委託等により実施する研修

- ・ 産業・理科教育教員派遣研修
- ・ 産業・情報技術等指導者養成研修
- ・ 産業教育実習助手研修
- ・ 学校評価指導者養成研修
- ・ カリキュラム・マネジメント指導者研修養成研修



# 指導改善研修の概要

- 1. 目的** : 指導が不適切な教員の指導の改善を図る。
- 2. 対象者** : 公立学校の教員のうち、任命権者(各都道府県、指定都市教育委員会)に指導が不適切であると認定された者
- 3. 実施者** : 任命権者(各都道府県、指定都市教育委員会)
- 4. 研修期間**: 原則として1年以内(延長の場合でも2年以内)
- 5. 研修内容**: 研修を受ける者の能力、適性等に応じて計画書を作成して実施
- 6. 根拠法** : 教育公務員特例法第25条の2 (平成19年改正、平成20年度から施行)  
※平成20年以前から、各都道府県・指定都市教育委員会において、指導が不適切な教員の人事管理に関するシステムの整備・運用がなされていたところ。

## (指導改善研修後の措置)

任命権者が、指導改善研修後も指導の改善が不十分で、児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める場合には、免職その他の必要な措置を講ずる。

### 《参照条文》

教育公務員特例法(昭和二十四年一月十二日法律第一号)

#### (指導改善研修)

第二十五条の二 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修(以下「指導改善研修」という。)を実施しなければならない。

2 指導改善研修の期間は、一年を超えてはならない。ただし、特に必要があると認めるときは、任命権者は、指導改善研修を開始した日から引き続き二年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

3 任命権者は、指導改善研修を実施するに当たり、指導改善研修を受ける者の能力、適性等に応じて、その者ごとに指導改善研修に関する計画書を作成しなければならない。

4 任命権者は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行わなければならない。

5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たっては、教育委員会規則で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者の意見を聴かなければならない。

6・7 (略)

#### (指導改善研修後の措置)

第二十五条の三 任命権者は、前条第四項の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

# 平成21年度 指導が不適切な教員の人事管理に関する取組等について(概要)

## 1. 調査対象・調査時点

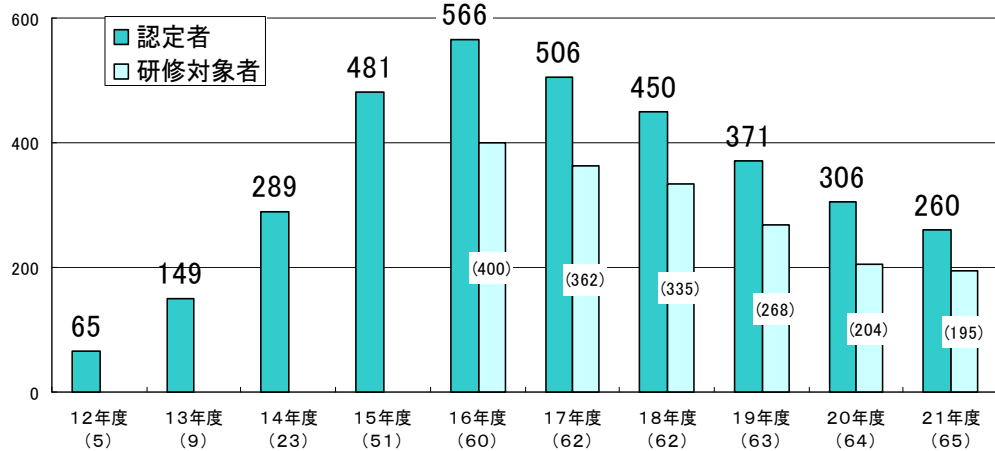
全ての都道府県・指定都市教育委員会を対象として、平成21年度の状況について調査

## 2. 指導が不適切な教員の認定者数

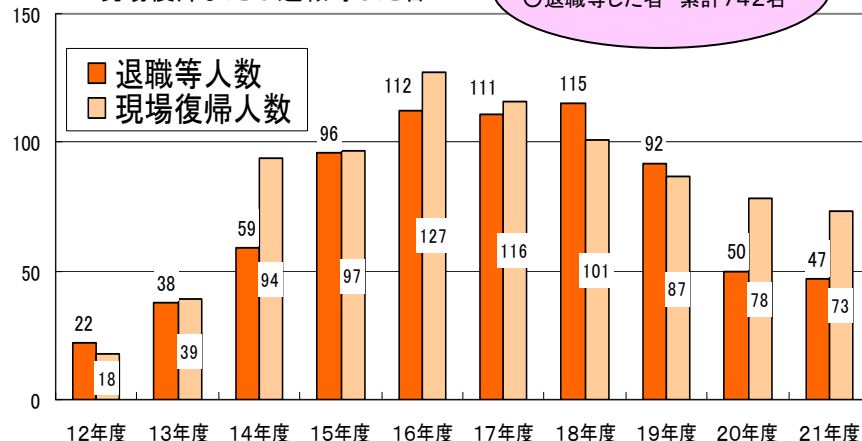
全ての教育委員会において指導が不適切な教員の人事管理に関するシステムが整備されており、21年度における現場復帰(73名)や退職等した者(47名)を含め、これまでの取組の中で、現場復帰(830名)や退職等した者(742名)がでており、一定の対応が進められている。

認定者 総数 (①+②+③)	①21年度に研修を受けた者							② 研修受 定う ち、別 置さ れた 者	③ 22年 度か の研 修 対 象 者	
	現場 復帰	依 願 退 職	分 限 免 職	分 限 休 職	転 任	研 修 継 続	その他 〔 傷 病 特 別 休 職 〕			
260	181	73	42	3	6	2	54	1	14	65

指導が不適切な教員の認定者数の推移



指導が不適切な教員のうち  
現場復帰または退職等した者



※ 研修対象者(当該年度)については、16年度より調査。

※ 年度の下のカッコは、指導が不適切な教員を認定する人事管理システムを導入している県市の数を示す。

※ 退職等人数には、依願退職、分限免職、転任が含まれる。

# 教員免許更新制の概要

教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることが目的。 <教員免許更新制の導入：平成21年4月1日>

## 1. 免許状の有効期間の更新

- (1) 普通免許状及び特別免許状に10年の有効期間を定める。
  - (2) 都道府県教育委員会は、以下の者から申請があった場合に、その免許状の有効期間の更新をすることができる。
    - ① 文部科学大臣の認定を受けた30時間以上の免許状更新講習の課程を修了した者
    - ② 免許状更新講習の受講を免除される者
      - 教員を指導する立場にある者
      - 優秀教員表彰者
- ※知識技能が不十分な者は不可
- (3) 現職教員にも同様の制度を適用する。
    - 旧免許状(平成21年3月31日以前に授与された免許状)には有効期間は定められない。
    - 旧免許状を有する教育職員及等は、免許状更新講習を修了確認期限までに修了しなかった場合、その者の免許状は効力を失う。
    - 受講対象者は、毎年約85,000～89,000人程度

## 2. 免許状更新講習

- (1) 免許状更新講習を開設できる者  
大学、指定養成機関、都道府県等の教育委員会、独立行政法人・公益法人など
- (2) 免許状更新講習の内容
  - ① 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項(12時間以上)
  - ② 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項(18時間以上)

## 3. 実施のための取組

- 平成22年度予算において、教員免許制度の抜本的な見直しの方向性が示されるまでの間、へき地等で講習を開設する大学への補助など、大学における教員の現職教育への支援等を行うための経費として約2億4千万円を計上

# 教員免許更新制の実施状況①

## 受講対象教員数（推計）

修了確認期限が平成23年3月31日	85,487人
修了確認期限が平成24年3月31日	81,050人
修了確認期限が平成25年3月31日	86,229人
修了確認期限が平成26年3月31日	88,729人
修了確認期限が平成27年3月31日	85,980人

## 受講者数

	平成20年度 予備講習	平成21年度 更新講習	20年度・21年度 合計
必修領域	12,593人	61,490人	74,083人
選択領域	32,724人	154,745人	187,469人

※選択領域の受講者数は延べ人数。

※「予備講習」は、平成21年度からの更新制の実施に向けて、各大学等が文部科学大臣の指定を受けて、平成20年度に試行的に行った講習。修了確認期限が平成23年3月31日の現職教員は、予備講習の受講により更新講習の受講の免除を受けることができる。

# 教員免許更新制の実施状況②

## 更新講習開設状況

### ●平成21年度 開設認定実績

	開設 大学数	講習数	受入定員	
			対面式	通信等
必修領域	321大学等	922講習	113,888人	39,080人
選択領域	502大学等	8,642講習	138,487人	139,651人

### ●平成22年度 開設認定実績

	開設 大学数	講習数	受入定員	
			対面式	通信等
必修領域	242大学等	616講習	67,410人	23,950人
選択領域	396大学等	5,548講習	78,492人	60,753人

### ●平成23年度 開設認定実績（平成23年7月時点）

	開設 大学数	講習数	受入定員	
			対面式	通信等
必修領域	276大学等	728講習	82,981人	22,450人
選択領域	431大学等	6,365講習	91,279人	69,091人

※選択領域の受講定員は18時間相当に換算

## 平成21年度更新講習の実施状況

### ●講習数

	必修	選択
認定講習数	922講習	8,642講習
実施講習数	894講習	7,607講習
廃止講習数	28講習	1,035講習

※「廃止講習数」は、受講申込者がいなかったあるいは極めて少なかったなどの事情により、実施しなかった講習の数。

### ●受講人数・履修認定人数

	必修	選択
受講人数	61,490人	154,745人
履修認定人数	61,256人	154,134人
履修認定を受けなかった人数	234人	611人

※人数は全て延べ人数。

※「履修認定を受けなかった人数」は、講習の一部分のみを受講した、通信教育等による講習で課題を提出しなかったなど、当該講習の全体を受講しなかった者や、履修認定試験に不合格だった者など、受講人数のうち履修認定を受けなかった者の数。

# 教員免許更新制の実施状況③

## 第1グループ(修了確認期限が平成23年3月末)の修了確認等の状況

第1グループの現職教員(免除対象の職にある者を含む)の更新講習修了確認期限(平成23年3月31日<ただし、2ヶ月の範囲で修了確認期限を延期した者は5月31日>)経過後の各都道府県教育委員会における修了確認、修了確認期限の延期若しくは免除認定及び免許状の失効状況等について調査を実施。

※第1グループ:平成23年3月31日において、満35歳、満45歳、満55歳の者

### 【調査対象】

国立・公立・私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の第1グループの現職教員(正規職員及び臨時職員)

### 【調査時点】

平成23年4月1日(修了確認期限(3月31日)経過後)ただし、修了確認期限を2ヶ月の範囲で延期した者は平成23年6月1日

## ■ 調査結果

- 第1グループの教員数 94,488人(国立・公立・私立の合計)
  
- 修了確認等がなされた者 93,898人(99.38%)
  - 【内訳】・更新講習修了確認 55,578人
  - ・更新講習受講免除の認定 32,800人
  - ・修了確認期限延長の認定 5,520人
  
- 修了確認等がなされなかった者 590人(0.62%)
  - 【内訳】・確認期限前に辞職した者(免許状失効なし) 492人(0.52%)
  - ・免許状が失効した者 98人(0.1%)

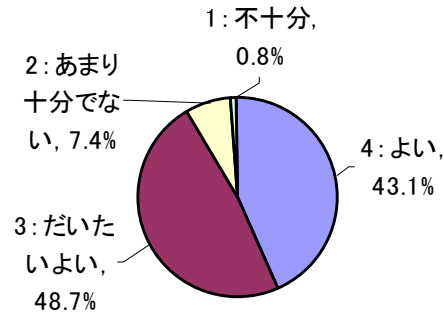
# 平成22年度免許状更新講習 事後評価結果について

(平成22年12月末時点 報告分)

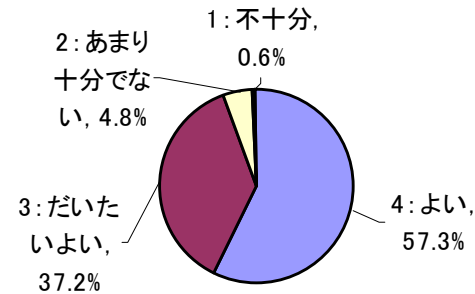
- 免許状更新講習の実施にあたっては、講習終了後に受講者による事後評価を行うこととし、その集計結果を2月以内に文部科学省に報告することを義務づけている。
- 評価方法については、以下の3項目についてそれぞれ4段階評価で行っている。
  - I. 講習の内容・方法についての総合的な評価
  - II. 講習を受講した受講者の最新の知識・技能の修得の成果についての総合的な評価
  - III. 講習の運営面(受講者数、会場、連絡等)についての評価
- 各大学等から報告を得ている集計結果について、講習毎の4段階評価の回答割合を算出し、全体の平均値を算定した結果、以下のような状況となっている。

## <3項目の合計値>

【必修領域】



【選択領域】

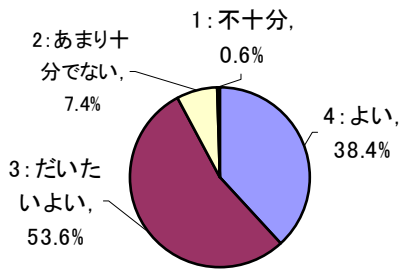


※上記の結果は、平成22年度に実施する講習のうち、平成22年12月末時点で報告があった以下の講習についてまとめたもの。

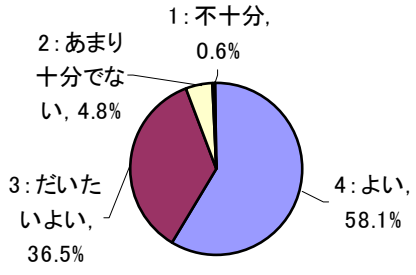
	開設者数	講習数	受講者数(延べ人数)
必修領域	229大学等	517講習	54,082人
選択領域	378大学等	4,847講習	139,663人

<項目Ⅰ. 講習の内容・方法についての総合的な評価>

【評価項目Ⅰ：必修領域】

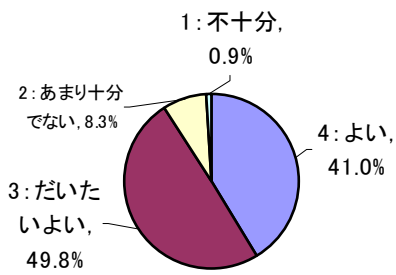


【評価項目Ⅰ：選択領域】

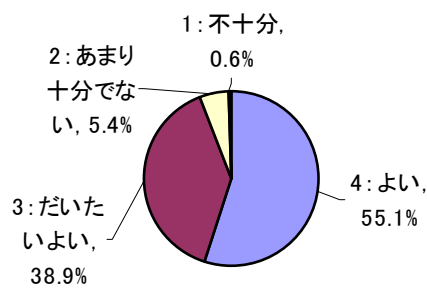


<項目Ⅱ. 講習を受講した受講者の最新の知識・技能の修得の成果についての総合的な評価>

【評価項目Ⅱ：必修領域】

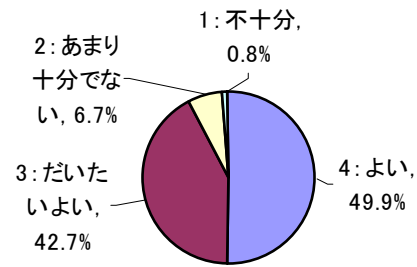


【評価項目Ⅱ：選択領域】



<項目Ⅲ. 講習の運営面(受講者数、会場、連絡等)についての評価>

【評価項目Ⅲ：必修領域】



【評価項目Ⅲ：選択領域】

